

(写)

災害時における連携協力に関する協定

全国市長会（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害により被災した市及び特別区（以下「被災市等」という。）への支援に関する連携協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、甲の要請に基づき、乙が行う関連企業等に対する被災市等への支援の呼びかけ・調整等が迅速かつ適切に行われるよう、必要な連携協力に関する事項を定めることを目的とする。

（甲の役割）

第2条 甲は、以下の役割を担うものとする。

- (1) 被災市等からの物資等の支援要請内容の把握
- (2) 前項の支援要請内容のうち、必要と認められるものについての乙への協力要請
- (3) 甲が開催する委員会等への乙の出席要請
- (4) 乙の呼びかけ・調整等により実施された被災市等に対する支援内容の広報及び顕彰
- (5) その他甲の関係する団体等との連絡調整

（乙の役割）

第3条 乙は、以下の役割を担うものとする。

- (1) 前条(2)の甲の協力要請を受け、被災市等への支援内容の確認
- (2) 前項の確認に基づき、関連企業等に対する被災市等への支援の呼びかけ・調整等
- (3) 前項により実施される支援内容等の被災市長及び甲との情報共有
- (4) 甲の出席要請に応じ、甲が開催する委員会等への出席
- (5) その他乙に関係する団体等との連絡調整

（連絡体制）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携協力に関し、連絡責任者の選定等必要な連絡体制を整備するとともに、平時から緊密に連携を図るものとする。

（有効期間）

第5条 本協定は、本協定締結の日から効力を生じるものとし、甲または乙が書面をもって本協定を終了させる意思を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

（協議）

第6条 本協定の実施に関し必要な事項については、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

2 本協定に定めのない事項または本協定に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ、これを決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

2019年 12月 11日

甲 東京都千代田区平河町2-4-2 全国都市会館4階
全国市長会
会長

立谷香晴 

乙 東京都千代田区麴町3-6-5 麴町GN安田ビル4階
特定非営利活動法人 ジャパン・プラットフォーム

代表理事 永井秀哉 